

駅前等立地小規模保育事業所賃借料支援事業について

課題・背景 など

- 保育施設を必要としている保護者は、自宅近くか通勤途上にある施設に対するニーズが高い。
- 一方で駅前等の利便性の高い場所については、賃借料が高く、保育施設が開設されにくい傾向にある。
- 国においても、保育対策総合支援事業費補助金において、都市部における保育所等への賃借料支援事業を実施。

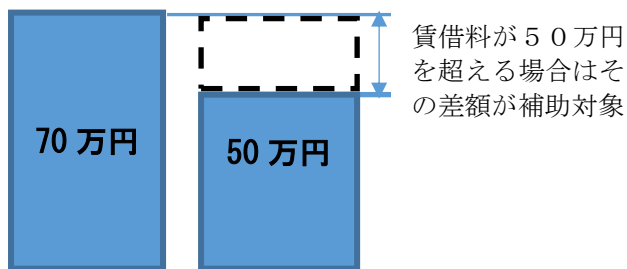
駅ナカ・駅前等の利便性の高い場所への小規模保育事業の誘致

事業概要

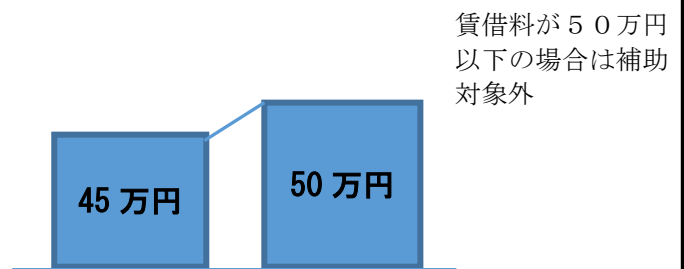
物件確保が困難な状況の中、保育事業者へのインセンティブとして、賃貸物件による小規模保育事業の整備をする場合、開設後の建物借料が50万円を超える施設に対し、建物借料と50万円との差額の一部を助成する（ただし、建物借料の上限は100万円とするため、補助額の上限は37.5万円となる。）。

事業イメージ

【パターン1】



【パターン2】



賃借料

賃借料

子どもが22人入所した場合、33万円の賃借料加算（公定価格）がある。

【パターン1】補助額は、 $(70-50) \times 3/4 = 15$ 万円となり、実質的な事業者負担額は22万円（月額）

【パターン2】補助の対象外となり、実質的な事業者負担は12万円（月額）